

平成31年度

三春町住宅用新エネルギー設備等 設置費補助金について

三春町では地球温暖化対策の観点から環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するとともに、災害に強いまちづくりの実現を図るため、お住まいの住宅に新エネルギー設備を導入する方に、設置費等の一部を補助金として交付します。

1 補助対象となる新エネルギー機器及び補助金額

太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した太陽光発電システムで、電力会社と電力受給契約を締結するもの。なお、設置する機器は未使用品で、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値、またはパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれかが、10kW未満(増設の場合は既設分も合わせて10kW未満)のものに限ります。

補助金額 太陽電池モジュール 1kWあたり15,000円(上限75,000円)※千円未満切り捨て

(例1)太陽電池モジュール4.44kWのシステムを導入した場合

$4.44\text{kW} \times 15,000\text{円} = 66,600\text{円}$ →補助金額66,000円(千円未満切り捨て)

(例2)太陽電池モジュール5.55kWのシステムを導入した場合

$5.55\text{kW} \times 15,000\text{円} = 83,250\text{円}$ →補助金額75,000円(上限)

蓄電池システム

住宅への設置に適した定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電池部に加え、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの。

なお、設置する機器は未使用品で、蓄電容量が1kWh以上のものに限ります。

補助金額 蓄電容量 1kWhあたり30,000円(上限300,000円)※千円未満切り捨て

(例1)蓄電容量7.2kWhのシステムを導入した場合

$7.2\text{kWh} \times 30,000\text{円} = 216,000\text{円}$ →補助金額216,000円

(例2)蓄電容量14.4kWhのシステムを導入した場合

$14.4\text{kWh} \times 30,000\text{円} = 432,000\text{円}$ →補助金額300,000円(上限)

2 補助対象となる方

次の要件をすべて満たす方とします。なお、補助金の交付は1世帯につき、太陽光発電、蓄電池それぞれ1回限りです。

- (1)自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅に機器を設置する方
- (2)町税等を滞納していない方(申請者と同一世帯と認められる方を含む)
- (3)以前に同一の種類の機器に対する町の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない方
- (4)電力会社と電力受給契約を締結する方(太陽光発電システム)

3 募集期間

平成31年4月1日(月)から平成32年1月31日(金)まで

※平成32年3月31日(火)までに事業を完了し、実績報告書を提出できるように申請してください。年度内に実績報告書が提出できない場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。補助金申請の手続きは「5 補助金交付に係る手続」をご覧ください。

4 予定助成件数

太陽光発電システム 20件程度、蓄電池システム 3件程度

5 補助金交付に係る手続

補助金交付申請の手続き

助成を受けたい場合は、必ず設置工事着手前に、次の提出書類を三春町役場住民課生活環境グループに持参して提出してください。(郵送不可)

提出書類

- ①三春町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)
- ②収支予算書(様式第2号)
- ③世帯全員の住民票
- ④町税納付状況等調査同意書(様式第3号)(申請者と同一世帯の方を含む)
- ⑤機器を設置しようとする場所の工事着手前のカラー写真
※工事写真台紙に施工前の写真(遠景・近景)を貼り付けて提出してください。
- ⑥機器を設置する住宅の位置図
- ⑦機器設置施工業者又は機器付き住宅販売業者が作成した機器の設置に関する見積書写し
- ⑧機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- ⑨設置同意書(様式第4号)(当該建物が自己の所有に属さない場合又は共有名義の場合)
- ⑩新築住宅工事請負契約書の写し(新築住宅に機器を設置する場合)
- ⑪手続代行者選任届(様式第5号)(設置業者が申請を代行する場合)
- ⑫三春町以外の補助金を申請する場合は、その申請書の控え

※申請前に設置工事を着手した場合は交付対象となりませんのでご注意ください。

※新築住宅及び既存住宅の場合は設置工事着手前、建売住宅の場合は建物の引渡し及び電力受給開始の前に申請する必要があります。必ず交付決定通知を受けてから設置工事に着手、または建物の引渡しを行ってください。

事業完了後の手続き

補助金交付の決定をされた方は、工事が完了した日から30日以内、または平成32年3月31日(火)のいずれか早い方の日までに次の提出書類を三春町役場住民課生活環境グループに持参して提出してください。(郵送不可)

※補助金の支払いは、実績報告後に内容を審査してからとなります。

提出書類

- ①三春町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金実績報告書(様式第7号)
- ②収支決算書(様式第8号)
- ③機器の設置状況を確認することができる写真
※補助申請時に添付した写真と同方向より撮影し、工事写真台紙に施工前と施工後の写真(遠景・近景)を貼り付けて提出してください。
- ④機器の設置、購入に係る領収書(写し)
- ⑤(太陽光発電システム)電力会社発行の太陽光受給契約確認書(写し)
(蓄電池システム)電力会社発行の系統連系申込に関する承諾書(写し)
- ⑥電力会社に提出した系統連系・電力売電申込書に添付した「単線結線図」(写し)

補助金の支払い

実績報告書提出後、書類に不備がない場合は町で確認検査を行います。検査実施後に補助金交付請求書を提出していただき、指定する口座に補助金を振り込みます。

提出書類

- ①三春町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(様式第9号)
- ②振込口座通帳の写し

6 事業実施にあたっての注意事項

- (1)必ず事業を実施する前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。
※新築住宅及び既存住宅の場合は設置工事着手前、建売住宅の場合は引渡し及び電力受給開始の前に申請する必要があります。必ず交付決定通知を受けてから設置工事に着手、または建物の引渡しを行ってください。
- (2)補助金額の算出にあたって、太陽光発電システムは公称最大出力kW(キロワット)単位、蓄電池システムは蓄電容量kWh(キロワットアワー)単位とし、いずれも小数点第3位以下を切り捨てます。
- (3)補助金額は、千円未満切り捨てとなります。
- (4)申請書及び実績報告書に貼付する写真は、設置前と設置後の比較ができる位置から撮影し、機器の設置箇所が明確に分かるように撮影してください。
- (5)新築住宅に設置する方は、住宅の契約書のほかに、補助金により設置する機器の費用の詳細が分かる明細を添付してください。
- (6)補助申請後、設置するシステム等の最大出力値や事業費に変更がある場合は、変更承認申請書が必要となりますので、担当課にご確認ください。
- (7)補助金で設置した機器を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている年数内に処分する場合は、処分承認申請書(様式第10号)を提出する必要があります。なお、補助金の返還を求めることがありますのでご了承ください。
 - ◆太陽光発電システム 17年
 - ◆蓄電池システム 6年
- (8)太陽光発電や蓄電池の設置後、発電量や使用状況に関するアンケート調査を行いますので、回答にご協力ください。
- (9)各種様式については、町ホームページからもダウンロードができます。

7 工事写真(施工前・施工後)撮影にあたっての注意事項

- (1)写真は設備の設置前と設置後が容易に比較できる位置から撮影してください。
- (2)設置した設備の近景写真と、設置した住宅の全体が写る遠景写真の2種類を貼付してください。
- (3)写真はL版(8.9 cm×12.7 cm)程度の大きさとしてください。
- (4)申請書及び実績報告書提出の直前に撮影した写真としてください。
- (5)デジタルカメラで写真を撮影する場合は、高解像度のものを使用し、機器等が鮮明に把握できる写真としてください。

問合せ先及び提出先

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町 1-2
三春町役場 住民課 生活環境グループ 電話 0247-62-2147

三春町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金 申請に関するお願い

申請者のみなさま

補助金の申請手続きを業者に代行を依頼した場合に補助金がもらえない等のトラブルをさけるため、申請した内容は申請者自身が確認しておきましょう。

【申請に関する注意点】

- 申請書類は、内容をよく確認したうえで、押印してください。
- 補助金の申請について、業者任せにせず、条件や注意事項を申請者自身がよく確認してください。不明な点があれば下記までお問い合わせください。
- 申請書には、平日の日中につながる申請者自身の連絡先を記入してください。
- 設置工事が完了し実績報告書を提出いただいた後、平日の日中に町担当者が現地確認を行いますので、立会いをお願いいたします。

申請を代行する業者のみなさま

申請者に十分な説明がされないまま補助金の申請がされるケースが見受けられます。補助金の内容について申請者への説明を行っていただくようお願いいたします。

【申請に関する注意点】

- 募集要項の内容を確認のうえ、必ず工事着手前に補助金の申請を行ってください。申請のルールが守られないと申請者（お客様）に迷惑をかけることとなります。
- 申請書や実績報告書の提出期限を守ってください。また、年度内に事業を完了できるようスケジュールを立ててください。
- 補助金の内容について、申請者に十分に説明を行ってください。耐用年数経過前に機器を処分する場合は補助金の返還が求められることや、機器の設置後には町からの設置機器に関するアンケート調査に協力していただくことなどを説明し、申請者（お客様）の同意を得たうえで申請を行ってください。

申請手続き等の代行を依頼したことによる事故等については、町では一切責任を負いませんので、申請者と業者がお互いコミュニケーションをとってスムーズな補助金交付ができるようご協力をお願いいたします。